

○ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例

平成6年11月1日条例第94号
改正 平成9年3月26日条例第2号
平成12年12月27日条例第37号
平成14年12月27日条例第40号
平成19年12月25日条例第34号
平成26年6月23日条例第22号
令和元年6月27日条例第2号
令和2年3月26日条例第9号

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
 - 第2章 魚市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第9条－第19条）
 - 第2節 買受人（第20条－第23条）
 - 第3章 売買取引及び決済の方法（第24条－第37条）
 - 第4章 魚市場施設の使用（第38条－第47条）
 - 第5章 監督（第48条・第49条）
 - 第6章 ひたちなか市魚市場委員会（第50条－第54条）
 - 第7章 雑則（第55条・第56条）
- 付則

第1章 総則

（設置）

第1条 生鮮水産物及びその加工品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、卸売市場（以下「魚市場」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 卸売業者 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）

第2条第4項に規定する卸売業者であつて、第10条第1項の許可を受けた者をいう。

(2) 買受人 第20条第1項の承認を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。

(魚市場の名称、位置及び面積)

第3条 魚市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

(1) 名称 ひたちなか市地方卸売市場

(2) 位置 ひたちなか市和田町三丁目11番11号

(3) 面積 敷地 8,295平方メートル

内卸売場 3,227平方メートル

(取扱品目)

第4条 魚市場における取扱品目の部類は、次のとおりとする。

水産物部 生鮮水産物及び加工水産物（以下「生鮮水産物等」という。）

(開場の期日)

第5条 魚市場は、次に掲げる日を除き、開場する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に開場し、又は休場することができる。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年の1月3日まで

(開場の時間)

第6条 魚市場の開場の時間は、午前6時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、魚市場の運営上必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(変更の周知)

第7条 市長は、魚市場の開場の期日又は時間を変更したときは、その旨を周知するものとする。

(開設者の責務)

第8条 市長は、魚市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の魚市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 魚市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第9条 卸売業者の数は、次のとおりとする。

水産物部 1

(卸売の業務の許可)

第10条 卸売の業務（魚市場に出荷される生鮮水産物等について，その出荷者から卸売のための販売の委託を受け，又は買い受けて，魚市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は，規則で定めるところにより，市長の許可を受けなければならない。

2 市長は，前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が，法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が，第18条の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者の役員のうち，次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

ウ 第18条の規定による許可の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時その法人の業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で，その処分の日から起算して2年を経過しないもの

(5) 申請者が卸売の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) その許可をすることにより，卸売業者の数が前条に定める卸売業者の数を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第11条 卸売業者は，前条第1項の許可の通知を受けた日から起算して10日以内に，保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は，前項の規定による保証金の預託後でなければ，卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第12条 前条の保証金の額は、100万円とする。

2 保証金は、現金をもって預託しなければならない。

(保証金の充当)

第13条 市長は、卸売業者が第40条第1項又は第41条第1項の使用料その他魚市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、当該卸売業者が預託した保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第14条 保証金は、卸売業者が卸売の業務を廃止し、又はその業務の許可を取り消された日から起算して30日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(事業の譲渡等)

第15条 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡について市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 第10条第2項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の許可の申請」とあるのは「第15条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「これらの規定の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第16条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 名称又は所在地を変更したとき。

(2) 役員に変更があったとき。

(3) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、清算人は、速やかに、その旨を市長に届け出なけ

ればならない。

(事業報告書の作成等)

第17条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(卸売の業務の許可の取消し)

第18条 市長は、卸売業者が、第10条第2項第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の業務を遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第10条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売の業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。

(せり人)

第19条 卸売業者が魚市場において行う卸売のせり人は、せりを遂行するのに必要な経験、能力その他規則で定める要件を具備する者でなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する要件を具備する者をせり人と定めたとき、又はその者がせり人でなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第20条 魚市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しな

い者であるとき。

(3) 申請者が卸売業者であるとき。

(4) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その代表者）が卸売業者の役員又は使用人であるとき。

(5) 申請者が、第23条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(6) 申請者が、第23条の規定による承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時その法人の業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(7) 申請者の役員のうちに、第23条の規定による承認の取消しを受けた者又はその処分を受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時その法人の業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して2年を経過しないものがあるとき。

（買受人組合）

第21条 買受人は、買受人をもって組織する組合を設立したときは、その規約、役員の氏名及び組合員数を市長に届け出るものとする。これらを変更したときも、同様とする。

（名称変更等の届出）

第22条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(2) 法人である場合にあつては、役員に変更があつたとき。

(3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（買受人の承認の取消し）

第23条 市長は、買受人が、第20条第2項第1号、第3号、第4号若しくは第7号のいずれかに該当することとなつたとき、又は買受人として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第24条 魚市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第25条 卸売業者が魚市場において行う卸売については、せり売り又は入札の方法による。ただし、災害が発生した場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、市長がせり売り又は入札の方法により卸売をすることが適当でないとして認め承認したときは、定価売り又は相対売りの方法によることができる。

(売買取引の単位)

第26条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると市長が認めるときは、重量以外の単位によることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第27条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第28条 卸売業者は、卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合において、買受人側の意見を聴取し、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

(1) 魚市場における入荷量が著しく多く、又は出荷された生鮮水産物等が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがある場合

(2) 買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第29条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、魚市場において生鮮水産物等についてされる卸売の相手方として、生鮮水産物等を買受けしてはならない。ただし、買受人に著しく不利益を及ぼさない範囲において、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(卸売をした物品の引取り等)

第30条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。

2 取引の成立を記帳した後において、物品の減量、損傷その他損害を生じたときは、全て買受人の負担とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

い。

(売買取引の制限)

第31条 せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買の禁止等)

第32条 衛生上有害な物品は、これを魚市場において売買し、又は売買の目的をもって魚市場に搬入し、若しくは所持してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品があると認めるときは、その売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(売買取引の条件の公表)

第33条 卸売業者は、魚市場における売買取引の条件として、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮水産物等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮水産物等の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

(5) 生鮮水産物等の卸売に係る販売代金の支払の期日及び方法

(6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)がある場合には、その種類、内容及び額(その交付の基準を含む。)

(卸売予定数量等の報告)

第34条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、当日卸売をする物品について、品目ごとの数量を市長に報告するものとする。

2 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、当日卸売をした物品について、品目ごとの数量及び価格(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)

を市長に報告するものとする。

- 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、その月の前月中に卸売をした物品について、品目ごとの数量及び価格(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)を市長に報告するものとする。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第35条 卸売業者は、毎開場日、卸売のための販売の開始時刻までに、当日卸売をする物品について、主要な品目の数量を公表するものとする。

- 2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、当日卸売をした物品について、主要な品目の数量及び価格(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)を公表するものとする。

- 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額(第33条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)を、公表するものとする。

(市長による卸売予定数量等の公表)

第36条 市長は、第34条第1項の規定による報告を受けたときは、当日の卸売のための販売の開始時刻までに、その日の主要な品目の数量並びに前開場日に卸売がされた主要な品目の数量及び価格(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)を公表するものとする。

(代金決済の方法)

第37条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、売買仕切書を作成するとともに、当該売買仕切書を添え、現金、送金その他の方法により、卸売をした日から起算して13日以内にその代金(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)を委託者に支払わなければならない。ただし、委託者との間に特約がある場合は、この限りでない。

- 2 買受人は、卸売業者から卸売を受けたときは、現金、送金その他の方法により、卸売を受けた日から起算して10日以内にその代金(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)を卸売業者に支払わなければならない。ただし、卸売業者との間に特約がある場合は、この限りでない。

第4章 魚市場施設の使用

(魚市場の使用)

第38条 卸売業者は、魚市場の使用に当たっては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の期間は、ひたちなか市魚市場委員会の意見を聴いて、市長が定める。

(施設の使用)

第39条 卸売業者及び買受人（以下「業務者」という。）が使用する魚市場の施設は、次のとおりとする。

(1) 計算室及び入札室

(2) 研修室

2 業務者は、前項の施設の使用に当たっては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、業務者以外の者に対しても研修室の使用を許可することができる。

4 魚市場の事務室及び会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(魚市場使用料)

第40条 第38条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）は、当該月の卸売金額の合計額の1,000分の5の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(魚市場施設使用料)

第41条 第39条第2項から第4項までの許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める額の使用料を、これらの表で定めるところにより納付しなければならない。

2 市長は、次に掲げる場合には、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 漁業者又は水産業に関係する団体が使用する場合

(2) 水産業の振興に資する活動のための使用と認められる場合

(3) その他公益上減額し、又は免除する必要があると認める場合

(費用の負担)

第42条 次に掲げる費用は、第38条第1項の許可を受けた者その他市長が指定する者の負担とする。

- (1) 電灯，電力，電話，水道並びに冷房及び暖房の設備の使用に要する費用
 - (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
 - (3) その他当該者の負担が適当と認められる費用
- (用途変更，原状変更，転貸等の禁止)

第43条 第38条第1項の許可を受けた者及び使用者(以下「使用者等」という。)は，当該魚市場の施設の用途若しくは原状を変更し，又は当該魚市場の施設の全部若しくは一部を転貸し，若しくは他の者に使用させてはならない。ただし，市長の承認を受けた場合は，この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第44条 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，使用者等に対し，第38条第1項の許可若しくは使用許可の全部若しくは一部を取り消し，又は魚市場の使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 使用者等がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用者等が魚市場の管理及び運営上必要な市長の指示に従わないとき。
- (3) 使用者等が魚市場をその目的以外の目的に使用し，公益を害すると認められるとき。
- (4) 魚市場について災害の予防，衛生の保持その他管理上必要があると認めるとき。

(施設の返還)

第45条 使用者等の死亡，解散若しくは廃業又はその業務に係る許可の取消しその他の理由により魚市場の施設の使用資格が消滅したときは，相続人，清算人，代理人又は本人は，市長の指定する期間内に，当該施設を返還しなければならない。

2 前項の場合において，相続人，清算人，代理人又は本人は，自己の費用で当該施設を原状に回復しなければならない。ただし，市長が認める場合は，この限りでない。

(補修命令等)

第46条 市長は，故意又は過失により魚市場の施設を滅失し，又は損傷した者に対し，その補修を命じ，又はその費用の弁償を命ずることができる。

(施設の管理の委託)

第47条 市長は，必要があると認める場合には，魚市場の施設の管理の一部を卸売業者に委託することができる。

第5章 監督

(報告及び検査)

第48条 市長は、魚市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、業務者に対し、その業務若しくは財産の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、業務者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善措置命令)

第49条 市長は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、魚市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、業務者に対し、その業務に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、魚市場の施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者等に対し、魚市場の施設の使用に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第6章 ひたちなか市魚市場委員会

(ひたちなか市魚市場委員会)

第50条 市長の附属機関として、ひたちなか市魚市場委員会（以下「魚市場委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第51条 魚市場委員会は、次に掲げる事項を協議して、市長の諮問に答申し、又は意見を具申するものとする。

(1) 魚市場の施設・設備の改善、卸売の業務の運営等に関すること。

(2) その他市長が特に必要と認める事項

(組織)

第52条 魚市場委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第53条 委員は、卸売業者、買受人その他の水産業の関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第54条 魚市場委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

第7章 雑則

(秩序の保持等)

第55条 魚市場へ入場する者は、魚市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2 市長は、魚市場の秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、魚市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(委任)

第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日までに、合併前の那珂湊市地方卸売市場の設置及び管理等に関する条例（昭和47年那珂湊市条例第24号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成9年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 6 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成 26 年条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年条例第 2 号）抄

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第 17 条 第 17 条の規定による改正後のひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、施行日以後の会議室及び研修室の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の会議室及び研修室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 第 29 条 この条例の施行に関し、必要な使用料、手数料等の徴収その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（令和 2 年条例第 9 号）抄

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 62 号）第 1 条の規定による改正前の卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「旧法」という。）第 58 条第 1 項の規定による許可でひたちなか市地方卸売市場に係るものを受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後のひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第 10 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前のひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例（以下「旧条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により預託されている保証金

は、新条例第11条第1項の規定により預託された保証金とみなす。

- 4 施行日前に卸売市場法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年茨城県条例20号）第1条の規定による廃止前の茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）第17条第2項の規定によりされている届出は、新条例第19条第2項の規定によりされた届出とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の承認を受けている者は、施行日に新条例第20条第1項の承認を受けたものとみなす。
- 6 新条例第20条第2項の規定は、施行日以後にされる買受人の承認の申請について適用し、施行日前にされた買受人の承認の申請については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第35条第2項の規定により委嘱されたひたちなか市魚市場委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、施行日に新条例第53条第1項の規定によりひたちなか市魚市場委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 施行日前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例又はこれに基づく規則の規定に相当の規定があるものは、この付則に別段の定めがあるものを除き、新条例又はこれに基づく規則の相当の規定によってしたものとみなす。
- 9 市長は、新条例第10条第1項の許可の申請があった場合において、申請者が、施行日前に旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき、又は申請者の役員のうち、施行日前に旧法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものがあるときは、同条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の許可をしてはならない。
- 10 前項の規定は、新条例第15条第1項又は第2項の認可の申請があった場合について準用する。この場合において、前項中「第10条第1項の許可の申請」とあるのは「第15条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と、「同条第2項」とあるのは「同条第4項において読み替えて準用する新条例第10条第2項」と、

「同条第1項の許可」とあるのは「新条例第15条第1項又は第2項の認可」と読み替えるものとする。

1.1 新条例第17条の規定は、令和2年度以後の年度分の事業報告書の提出について適用する。

別表第1（第41条関係）

事務室使用料

種別	単位	使用料	納付期日	納付者
事務室	1平方メートル当たり	月500円	毎月10日	使用者

備考 この表に掲げる金額には、消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。

別表第2（第41条関係）

会議室使用料

種別	使用時間及び使用料			納付期日	納付者
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで		
大会議室	1,100円	1,100円	1,650円	使用当日	使用者
小会議室	770円	770円	1,100円	使用当日	使用者

備考 この表に掲げる金額には、消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。

別表第3（第41条関係）

研修室使用料

種別	使用時間及び使用料			納付期日	納付者
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで		
研修室	1,540円	2,570円	2,690円	使用当日	使用者

備考 この表に掲げる金額には、消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。